

高等学校の全日制・定時制課程における不登校生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定について

背景

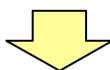
- 本件は、特区における特例措置として実施されていた、高等学校全日制課程において不登校状態にある生徒に対する通信の方法を用いた教育による単位認定の仕組み(826特区)を、閣議決定(平成20年4月25日)に基づき全国化するもの。
- 高等学校の不登校生徒の中には、学習意欲はありながら登校できないために中途退学等をせざるを得ない者もあり、このような生徒に対する学習の機会の充実が必要。
- このような生徒を対象に、通信の方法を用いた教育による単位認定を認めることにより、学習意欲はありながら登校できない生徒が、中途退学等をすることなく不登校状態を解消し、卒業できるようになることが期待される。

対応

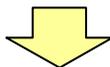
高等学校の全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。(学校教育法施行規則第86条の規定に基づく指定による)

【実施の手続き】

・ 上記の措置を行うことを希望する高等学校を設置する地方公共団体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



・ 文部科学省は申請内容を審査し、学校教育法等の観点から問題がないと認められるときは当該高等学校を指定。



・ 文部科学省は指定を受けた高等学校における教育の実施状況につき、必要に応じて、報告を求め又は実地に調査することができる。

なお、通信の方法を用いた教育の実施にあたっては、全日制・定時制課程の教育を実施するために必要な教職員等の体制に加え、通信の方法を用いた教育を実施するために必要な教職員等の体制の整備や、具体的な指導計画の作成が必要。